

船舶インシデント調査報告書

令和6年11月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	座洲
発生日時	令和6年5月3日 18時30分ごろ
発生場所	大阪府 ^{やまと} 大和川河口 大阪大和川北防波堤灯台から真方位098° 2.9海里付近 (概位 北緯34° 36.2′ 東経135° 27.6′)
インシデントの概要	水上オートバイ ^{こうせい} 晃成丸は、航行中、浅所に座洲した。
インシデント調査の経過	令和6年5月15日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	水上オートバイ 晃成丸、0.2トン
船舶番号、船舶所有者等	260-49386兵庫、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期 日没時刻：18時45分ごろ
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、ほか4隻の仲間の水上オートバイと遊走していた。</p> <p>船長は、燃料油が少なくなったので、大和川河口付近で機関を停止して漂泊し、携行していた燃料油タンクから給油を行った。</p> <p>船長は、給油後、仲間の水上オートバイが先に行ってしまうと見当たらず、周囲が埋立地の護岸であり、景観がどこも似ていて自船の位置がよく分からなかったが、低速で帰航しようとしていたところ、本船は大和川河口の浅所に座洲した。</p> <p>本船は、座洲を目撃した通行人の110番通報により、警察官と共に来援した消防署員が本船を水深の深い所に押し出そうとしたが、下げ潮時で浅所が広がっていて押し出すことができなかった。</p> <p>本船は、翌日の満潮時に船長が離礁させた後、船長が手配した小型船により出航地へえい航された。</p> <p>船長は、ふだんから目的地や航行経路の選定及び水路調査を水上オートバイ仲間に任せていて、遊走中も自船の位置をよく確認していなかったため、給油後に仲間の水上オートバイが見当たらなかった際、携行していた小型のGPSプロッターで自船の位置を確認して、帰航を始めれば良かったと本インシデント後に思った。</p>
分析	本船は、大和川河口付近で漂泊して給油後、船長が、帰航中、自船の位置を確認しなかったことから、浅所の存在に気付かず、大和川河

	<p>口の浅所に座洲したものと考えられる。</p> <p>船長は、ふだんから目的地や航行経路の選定及び水路調査を水上オートバイ仲間に任せており、遊走中も自船の位置を確認していなかったところ、給油後に仲間の水上オートバイが先に行ってしまうと見当たらず、周囲が埋立地の護岸であり、景観がどこも似ていたことから、自船の位置が分からなくなったものと考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、大和川河口付近を帰航中、船長が、自船の位置を確認しなかったため、浅所の存在に気付かず、大和川河口の浅所に座洲したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、目的地及び航行経路の水路情報を出発前に確認し、航行中は、GPSプロッター等を使用して自船の位置を確認すること。